

平成28年度 埼玉県中小企業ESCO(エスコ)事業補助金



※1 本補助金における「中小企業」とは、県内で事業活動を行う株式会社等であって、年間エネルギー使用量(原油換算値)が概ね1,500kL未満の県内に所在する事業所を所有又は使用する事業者をいいます。

※2 本補助金における「ESCO事業」とは、Energy Service Companyの略称で、対象となる事業所の省エネルギー化(CO2排出量の削減に資するものに限る。)に要する設備改修費用等を光熱費の削減分で賄う事業をいいます。ESCO事業実施に当たり、中小企業者とESCO事業者でESCO事業による効果の達成を保証する契約(パフォーマンス契約)を締結するものとします。

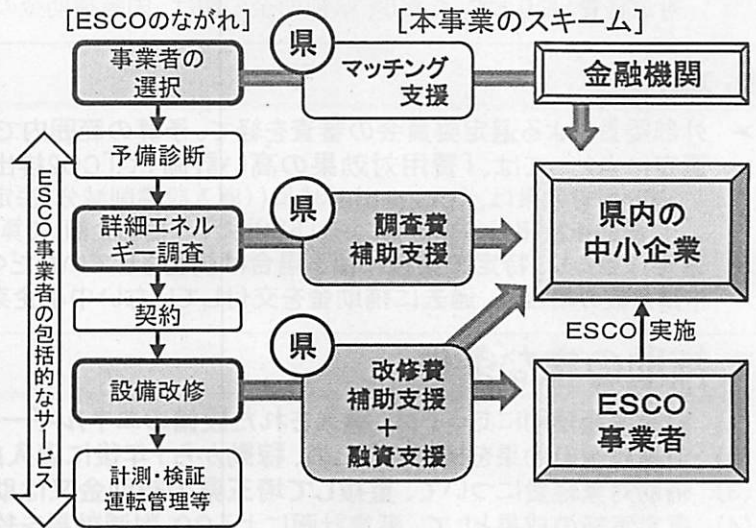
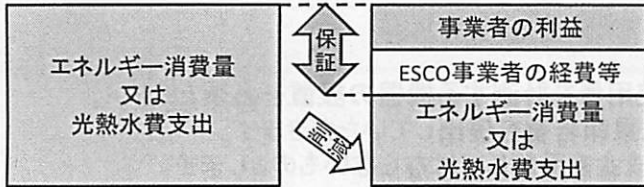
1. 概要

県内中小企業者が省エネ・省CO₂対策に取り組むために実施する、ESCO事業を活用したエネルギー調査及び省エネルギー設備導入に係る費用の一部を県が補助する事業です。

[ESCO(エスコ)事業について]

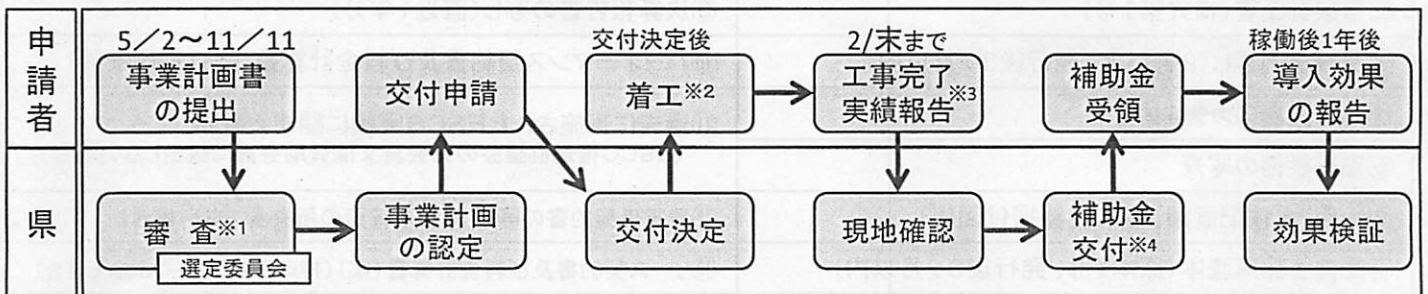
ESCO事業者が事業者に対し、省エネルギー診断を行い、その結果から省エネ効果の保証を含めた包括的なサービスを行う事業。事業者は省エネ効果(光熱水費の削減分)からサービス料をESCO事業者を支払う仕組み。
両者間でパフォーマンス契約を締結し、資金調達が事業者の場合(ギャランティード・セイビングス契約)とESCO事業者の場合(シェアード・セイビングス契約)の2種類がある。

* 省エネルギー効果と保証



2. 事業フロー

事業計画書の募集期間 平成28年5月2日(月)～11月11日(金)まで [必着・厳守]



- ※1 募集期間中に締め切りを設け、その都度、審査・認定します。締切期日は、①6/15(水)、②9/9(金)、③11/11(金)募集期間中であっても予算終了となり次第、受付は終了となります。
- ※2 事業の着工は、原則、交付決定以後となりますので、ご注意ください。
- ※3 実績報告は、事業完了後30日以内又は平成29年2月28日(火)までのいずれか早い時期に、領収書など施工業者への支払い完了を証明する書類等を添付して、提出していただきます。
- ※4 補助金の支払いは、精算払いとなります。

3. 対象者 ※補助の種類・内容により異なります。

- ギャランティード・セイビングス契約の場合(自己資金型)……中小企業者
- シェアード・セイビングス契約の場合(初期投資ゼロ型)……ESCO事業者

4. 対象経費

※次の2つを一連の事業として実施するものを対象とします。

詳細エネルギー調査補助	設備改修補助
調査に関する経費(交通費、人件費、計測機器費、報告書作成費等)	設備改修に関する経費のうち機器費・工事費、計測機器費(必置)

- (注1) 補助対象経費のうち、過剰なもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの、本事業以外においても使用することを目的としたもの、中古設備の導入、居住用途への導入、車両の購入等は、対象外とします。
- (注2) 撤去費、移設費、処分費、消費税及び地方消費税等は補助対象外とします。
- (注3) 導入された設備が償却対象資産に登録され、耐用年数期間中資産管理されるものを対象とします。
- (注4) 照明の球替えなどの消耗品や部品交換などの修繕等は、補助対象経費にはなりません。
- (注5) 自社製品、自社施工、関連会社の調達分(施工を含む)は、利益等排除後の経費のみを対象経費とします。

5. 補助率等

詳細エネルギー調査補助	設備改修補助
補助対象経費の3分の1以内又は上限額15万円以内	補助対象経費の4分の1以内又は上限額1,000万円以内

- (注) 国等の補助金(埼玉県等の他の補助金又は助成金を除く。)を併用して活用する場合、その補助金額を除いた額が補助対象経費となります。ただし、県補助金の額は、国等補助金の額との合計が補助対象経費の1/2以内となる額とします。

6. 選定

- 外部委員による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で認定又は不認定の決定を行います。
- 選定に当たっては、「費用対効果の高い計画」や「CO₂排出削減効果の高い計画」を優先します。
※費用対効果は、「CO₂排出削減量{導入設備削減分(法定耐用年数相当)+運用改善提案削減分(パフォーマンス契約年数相当×1/2)}による1トン当たりの補助金額」で算出した値とします。
- 選定に当たり、特定の業種に偏る場合は調整させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 申請多数の場合は、過去に補助金を交付していない中小企業者を優先します。

7. 補助の主な条件

- (1) 設備改修補助にあつては、導入された設備のエネルギー使用量を計測する機器の設置を必須とします。
- (2) 対象設備の効果を検証するため、稼働から1年後に導入成果報告書を提出していただきます。
- (3) 補助対象経費について、重複して埼玉県の補助金又は助成金を受給してはならないものとします。
- (4) 事業実施の成果として、事業計画によるCO₂削減効果を約束するものとします。

8. 事業計画書の提出に必要な書類

※正本1部をご提出ください。

次の書類を直接持参又は郵送にてご提出していただきます。

①事業計画の提出について(鑑・様式指定)	⑧納税証明書(原本1部、発行後3ヶ月以内)
②事業計画書(様式第1号)	⑨決算報告書の写し(直近1年分)
③見積書の写し(2者以上、発行後3ヶ月以内)	⑩パフォーマンス契約書及び料金計算書(案)(押印不要)
④導入機器のカタログ等	⑪過去に実施されたESCO実績に関する書類 (ESCO推進協議会の正会員又は賛助会員に該当しない場合)
⑤現況設備の写真	
⑥図面(全体配置図、導入機器据付図等)	⑫賃貸借契約書の写し(対象事業所の所有者でない場合)
⑦商業登記簿謄本(原本1部、発行後3ヶ月以内)	⑬リース契約書及び料金計算書(案)(押印不要)(リースによる場合)

- (注1) ②事業計画書は電子データをEメール等で提出していただきます。
- (注2) ③見積書は、事業計画書提出時は1者でも可としますが、交付申請時は原則2者以上が必要となります。
ただし、詳細エネルギー調査補助は別に定める県「マッチング支援」に基づく紹介事業者の場合、1者でも可とします。
- (注3) ④～⑥、⑩～⑬は詳細エネルギー調査を除く。
- (注4) 必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

[募集要領、指定様式等は、埼玉県ホームページからダウンロードできます。]

埼玉県HP: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sme-esco-hojo.html>

(問合せ先) **埼玉県 環境部 温暖化対策課 中小事業者対策担当**

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-3021 FAX 048-830-4777

E-mail a3030-04@pref.saitama.lg.jp